

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県

### 2 構造改革特別区域の名称

かごしま網・わな猟免許特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

鹿児島県の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 概況

鹿児島県は九州の南端に位置し、東西約270km、南北約600kmに広がり、総面積9,187km<sup>2</sup>で県本土と甑島、種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島など200有余の島々からなる。

薩摩、大隅の二大半島が主要部分をなし、薩摩半島では北部を紫尾山系が東西に走り、大隅半島では鹿児島湾に沿って高隈山系が、太平洋に沿って国見山系がそれぞれ南北に沿って走っている。これらの山系と霧島火山群を骨格にして、周辺にシラス層の丘陵大地が広がっており、林野面積率65%（林野面積589,910ha）、耕地面積率15%（耕地面積126,000ha）となっている。

県土が南北に広がっているため、年平均気温は15℃～23℃、年間降水量は2,000～3,000mmと気象にも幅があり、夏秋期には台風にしばしば見舞われ、また、夏期には干ばつ被害を受けることも多い。

温暖な気候等の地域特性を生かして畜産、園芸等の農業生産が行われ、平成16年の農業産出額は4,142億円で全国4位に位置しているが、耕地の約6割が中山間地域にあり、農業者の高齢化や鳥獣被害等に伴う耕作放棄地の増加が見られる。

#### (2) 鳥獣被害の状況

本県において、平成16年度では、果樹、水稲、野菜、いも類をはじめとして約7億8千万円の農林業被害が発生している。

なお、被害額はピークであった平成14年度からは減少しているものの、里山周辺地域での被害が多発するようになり、被害を受けた農林地の面積については、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの獣類を中心に年々増加傾向となっている。

表1 有害鳥獣による農林業被害額 (単位：千円)

鳥 獣 名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
イノシシ	327,361	389,403	278,161	258,549
ニホンジカ	293,604	265,084	229,405	165,939
ニホンザル	33,097	49,385	44,965	39,289
その他獣類	60,818	65,676	57,278	40,853
カラス	79,562	68,669	56,774	59,741
ヒヨドリ	57,735	563,033	35,223	163,483
その他鳥類	113,670	99,530	84,821	54,696
合 計	965,847	1,500,780	786,627	782,550

表2 有害鳥獣による農林業被害面積 (単位：ha)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
獣 類	3,447	3,636	3,605	4,307
鳥 類	3,158	4,871	3,458	5,558
計	6,605	8,507	7,063	9,865

(3) 狩猟免許者の状況

県内における狩猟免許所持者数は、平成16年度末で7,517名で年々減少傾向にある。免許種類別では、網・わな猟免許所持者は増加傾向にあるものの、銃猟免許所持者については大きく減少している。

また、狩猟免許の新規取得者は、平成17年度で266名(網・わな猟：137名、第一種銃猟：109名、第二種銃猟：20名)であり、近年減少傾向となっている。

今後、免許所持者の高齢化及び新規取得者の減少により、免許所持者が大きく減少することが懸念されている。

表3 狩猟免許所持者数 (単位：人)

区 分	H元	H5	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
網・わな	1,111	1,106	1,198	1,246	1,336	1,412	1,538	1,659	1,808
第1種	10,522	9,177	7,034	7,039	6,223	6,185	6,185	5,453	5,477
第2種	555	519	580	607	349	313	236	230	232
合 計	12,188	10,800	8,812	8,892	7,908	7,910	7,959	7,342	7,517
うち 60歳以上	3,679 (30%)	4,107 (38%)	4,321 (49%)	4,530 (51%)	3,933 (50%)	4,187 (53%)	4,378 (55%)	3,914 (53%)	4,152 (55%)

表4 狩猟免許新規取得者数

(単位：人)

区分	H元	H5	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
網・わな	68	56	127	115	110	131	154	241	169	137
第1種	161	134	105	113	97	98	111	130	102	109
第2種	32	58	17	54	11	11	7	25	3	20
合計	261	202	249	282	218	240	272	396	273	266

#### (4) 被害対策

狩猟免許取得促進のため、平成14年度から試験を日曜日に実施している。

また、有害鳥獣捕獲に対する捕獲報奨金や被害防止のための電気柵等の設置への助成を実施している。

ニホンジカについては、平成12年度に特定鳥獣保護管理計画を策定しており、捕獲数を増加させるため、県内の一部区域において、メスジカの可猟化及び狩猟期間の延長を行っている。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

近年、鳥獣による農林業作物被害に対して、農林業者は電気柵等の設置や有害鳥獣捕獲を依頼すること等で対応しており、県・市町村では電気柵等の設置への助成や捕獲報償金の実施を中心とした被害対策を行っている。

また、被害発生に対し迅速な対応ができるよう、イノシシなど被害を多く発生させる有害鳥獣の捕獲許可を市町村へ権限移譲している。しかし、狩猟者数はピークであった昭和50年代前半に比較すると約4割程度となっており、今後迅速に対応できるかどうか懸念されている。

このような状況に対応するため、新たに網又はわなに限定した免許試験を新たに実施することで、それぞれの猟法に限定した知識の習得のみでの受験を可能とし、受験者の負担を軽減を図ると同時に、それぞれの猟法に関する知識や技術の専門性を高めることができる。また、この制度を活用することにより、農林業者が免許を取得して鳥獣の捕獲を行い易くするとともに、農協や森林組合、市町村などの職員への免許取得を促すことにより、職員自らが捕獲でき、迅速な被害対策が可能になる。この結果、農林業被害の軽減と収入の安定につながり、ひいては地域の振興を推進することになる。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

網又はわなに限定した狩猟免許試験を実施することにより、受験者の負担が軽減され、免許取得者の増加が期待される。この結果、有害鳥獣の捕獲が進み、農林業の被害を防止することで、農林業生産額が向上し、農林業者の所得増加が図られる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

有害鳥獣捕獲による被害防止対策の効果が上がれば、営農意欲が高まり、生産量・品質が向上し、農林業産出額の増加が期待される。また、農林業経営規模の拡大意欲が増加し、農地の流動化や新規参入担い手農林家の育成にも効果が見込まれる。さらに、高齢農林業者を中心に地域直売所等を活用した農林産物の生産・販売が活発化するなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果が及ぶ。

なお、現在実施しているニホンジカの特定鳥獣保護管理計画による捕獲推進と、今後策定予定であるイノシシの特定鳥獣保護管理計画による捕獲推進を併せて実施することにより、農林業被害額を平成23年度には平成16年度の約80%に抑制することを目標とする。

平成16年度の被害額	約78,000万円
(目標)平成23年度の被害額	約63,000万円(80%)

8 特定事業の名称

番号 1307

名称 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 有害鳥獣捕獲事業(継続)

有害鳥獣捕獲でイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、カラスを捕獲した者に捕獲報償金を交付する市町村に対し補助金を交付する。

(2) ニホンジカ被害防止事業(継続)

ニホンジカ被害防止用電気柵の設置に必要な経費につき助成する市町村に補助金を交付する。

(3) 鳥獣害防止施設整備事業(継続)

イノシシ・ニホンザル等被害防止用電気柵や防鳥網の設置又は捕獲檻購入に必要な経費につき助成する市町村に補助金を交付する。

(4) イノシシに関する特定鳥獣保護管理計画の策定(新規)

平成18年度に、イノシシに関する特定鳥獣保護管理計画を策定することにより、狩猟期間の延長を行い、イノシシの捕獲促進を図る。

(5) 網・わな技術研修会の開催(新規)

新たに免許を取得した者に対し、網やわな等猟具の取り扱いについての研修会を開催し、狩猟違反・事故の防止を図る。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鹿児島県全域において、網又はわなに係る狩猟免許を取得しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

### 4 特定事業の内容

現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっているが、特区内に限り、網又はわなを選択して網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受けることができるように措置する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

網・わな猟狩猟免許における試験の実施にあたり、受験者からの申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることにより、狩猟免許を受けることができる。

なお、狩猟免許試験実施事務は、すべて本県によって行っている。

(当該事業の実施にあたり必要となる作業)

網・わな猟免許にかかる申請書様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

網・わな猟免許について、網及びわなそれぞれの試験問題の作成

網及びわなそれぞれについての試験問題を作成する。

網・わな猟免許について、網及びわなそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。

網・わな猟免許について、網及びわなそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

環境省が提示する標準様式に合わせる。